

事務事業評価資料

施策名		医療体制の整備		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課				
事業名		音楽療法導入促進事業		担当者電話番号	計画係 078-362-3135				
事業目的		高齢化の進展を踏まえ、心身の機能の維持改善等に効果的な音楽療法を普及							
事業内容		音楽療法の導入に対する補助 補助対象者 新たに週1回程度、音楽療法を実施しようとする施設、補助対象経費 音楽療法士の謝金・交通費、補助率 1/2、補助期間 1年間			事業開始年度	平成18年度			
事業に要するコスト	区分	平成20年度決算額		平成21年度当初予算額		平成22年度当初予算額			
	事業費	(5,915 千円) 5,915 千円		(10,037 千円) 10,037 千円		(10,427 千円) 10,427 千円			
	人件費	9,318 千円	従事人員 1.1人	9,196 千円	従事人員 1.1人	9,024 千円	従事人員 1.1人		
	総コスト(+)	15,233 千円	従事人員 1.1人	19,233 千円	従事人員 1.1人	19,451 千円	従事人員 1.1人		
事業の目標		医療・福祉施設での音楽療法の実施			[目標設定理由]音楽療法が効果的と見込まれる医療・福祉施設での実施を促進する				
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		20年度実績	21年度見込み	22年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H20	H21	H22
	音楽療法導入促進事業実施施設数	100施設	毎年度	76 (255 千円)	100 (200 千円)	100 (195 千円)	76.0%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・高齢化の進展に伴い、心身の機能の維持改善等に効果的な、音楽療法の果たす役割は高まっている。							
	有効性	・実施施設数は順調に伸びており、補助終了後の音楽療法の定着率も90%を超えている。							
	効率性	・補助上限額の設定(謝金5,000円)							
	民間・市町との役割分担	・先導的事業であり、県で実施							
	受益と負担の適正化	・県補助は補助対象経費の1/2までとしており、施設にも一定の負担を求めている。 ・県補助は、新たに音楽療法を導入する施設について1年間を限度に対象としており、それ以後の事業実施は各施設の自主運営によることとしている。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定				
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	P F I	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	音楽療法の導入を促進するため、継続実施								